

<物 件>

「国民健康保険料決定通知書および封筒」仕様書

1	物件名称	国民健康保険料決定通知書および封筒 (通知書、納付書、封筒)
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は 予定数量)	別紙のとおり
5	納入期限	平成31年3月31日
6	納入場所	福祉部健康保険課
7	特記事項	原稿については契約後にExcel形式で最新のものを渡す(納付書を除く)。特記仕様書における通知書1から3の通知書枚数の変更は行わない。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	入札前に帳票の提供及び閲覧が可能である。 その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	健康保険課保険料係 尾形 046-822-8233(直通)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物品 指定の有無	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	国民健康保険料決定 通知書1(納付書なし)	特記仕様書のとおり	無	枚	18,000		
2	国民健康保険料決定 通知書2(10枚)	特記仕様書のとおり	無	枚	20,000		
3	国民健康保険料決定 通知書3(1枚)	特記仕様書のとおり	無	枚	2,800		
4	国民健康保険料決定 通知書4(当初)	特記仕様書のとおり	無	枚	75,000		
5	納付書	特記仕様書のとおり	無	枚	36,000		
6	封筒1	特記仕様書のとおり	無	枚	120,000		
7	封筒2	特記仕様書のとおり	無	枚	12,000		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

国民健康保険料決定通知書および封筒 特記仕様書

1、通知書

①通知書の仕様

通知書の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	一枚ごとのサイズは、横8.5インチ、縦4インチ(通知書4を除く) (全体の大きさは下記②の表のとおり)
用紙等 (通知4を除く)	OCR用紙 紙厚70kg 表3色裏1色刷り 連続用紙 アイボリー等白色系
用紙等 (通知4)	上質紙70kg 1色刷り
加工等	納付書に2ヶ所パンチ加工、1ヶ所コーナーカットと2本縦のミシン目(通知書4・納付書を除く)、通知書4はDM折り

②通知書の枚数

通知書の種類ごとの枚数は、下表のとおりです。

通知書の種類	全体の大きさ	枚数	使用時期	納付書枚数	備考
通知1	横18インチ 縦12インチ	18,000枚	H31.4~H32.5	なし	
通知2	横18インチ 縦36インチ	20,000枚	〃	10枚	
通知3	横18インチ 縦16インチ	2,800枚	〃	1枚	
通知4	横18インチ 縦12インチ	75,000枚	H31.6	なし(当初)	
納付書	横9.5インチ 縦44インチ	36,000枚	H31.6	11枚	

③原稿の受け渡し

- ・ 納付書を除いた部分の原稿は、契約後にExcel形式の最新のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- ・ 公印の印影は、別途、配布したものを使用すること。
- ・ 納付書部分は、別途、市が配布する見本をもとに作成すること。

④読み取りテスト

- ・ 納入業者は、納付書部分の作成が完了したら、OCR読み取りテスト用として、市へ50部納品すること。
- ・ OCR読み取りテストは、納入業者が作成及び提出した納付書を用いて、市が行うものとする。
- ・ 通知書の本印刷は、OCR読み取りテストの結果を、福祉部健康保険課の担当が承認した後でないと行うことができない。

⑤校正

- ・ 本印刷を行う前に校正(最大3回)を行うこと。
なお、通知書の記載内容は、国民健康保険法の改正等により、本仕様書と異なる場合があります。

⑥納品

- ・ 納品は、下記の「⑦通知書の用紙枚数及び配置パターン」の種類ごとに通知書をビニールで梱包し、ダンボール箱に詰めること。
- ・ 納品するダンボール箱には、ラベルを貼り、そのラベルに上記②の通知書の種類ごとに通し番号と用紙枚数を記入すること。
- ・ 通知書は、下記⑦の赤線で折って梱包すること。
- ・ 1箱あたりの梱包枚数は、下表のとおりとすること。

通知書の種類	1箱あたりの梱包枚数		
通知1	1000~1500通	通知4	1500~2000通
通知2	500通	納付書	500通
通知3	750~1000通		

⑦通知書の用紙枚数及び配置パターン

通知1

表

①	③
⑤	⑦
⑨	⑪

裏

④	②
⑧	⑥
⑫	⑩

通知2

表

①	③
⑤	⑦
⑨	⑪
納付書	納付書
納付書	納付書
納付書	納付書
納付書	納付書
納付書	納付書
裏表紙1	

裏

④	②
⑧	⑥
⑫	⑩
納付書裏	納付書裏
納付書裏	納付書裏
納付書裏	納付書裏
納付書裏	納付書裏
納付書裏	納付書裏
	裏表紙2

通知3

表

①	③
⑤	⑦
⑨	⑪
納付書	裏表紙1

裏

④	②
⑧	⑥
⑫	⑩
裏表紙2	納付書裏

通知4

表

③

裏

④

----- ミシン目
 ————— DM折り

納付書

表

納付書
納付書
納付書
納付書
納付書
納付書
納付書
納付書
納付書
納付書
納付書

裏

納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏
納付書裏

----- は、ミシン目(赤線は
 梱包時の折り返し箇所)

2、封筒

①封筒の仕様

封筒の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	23.0cm × 11.2cm
用紙等	・古紙が配合されていること。 ・1色刷りで、裏地紋を入れること。 ・紙質 プラ窓専用紙：片艶晒(かたつやさらし)使用。紙厚55kg ・用紙は55kg相当のプラ窓用原紙を使用し、通知2を封入した状態での郵送に耐えられること。
加工等	・封筒にプラ窓をつけること。(プラ窓のサイズ及び位置は下表のとおり。) ・プラ窓は、カスタマーバーコードの読み込みに支障がない状態とすること。 ・長い方の辺から封入できるようにし、のりしろ部分にアラビアのりを付けること。ペロサイズ 3.4cm ・「区内特別」または「料金後納」のマーク、市役所の連絡先、封入物名等を市が指定する位置に印刷すること。 ・封筒の形状は、内カマス貼とすること。

②封筒の枚数とプラ窓の仕様

種類	枚数	プラ窓のサイズ	プラ窓の位置	使用時期
封筒1 (区内特別)	120,000枚	横 11.5cm 縦 7.9cm	左辺より1.5cm 右辺より10.0cm 上辺より1.3cm 下辺より2.0cm	H31.6～H32.3
封筒2 (料金後納)	12,000枚	横 11.5cm 縦 7.9cm	左辺より1.5cm 右辺より10.0cm 上辺より1.3cm 下辺より2.0cm	〃

③原稿の受け渡し

④校正

⑤納品

- ・原稿は、契約後にExcel形式のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- ・本印刷を行う前に、校正(最大3回)を行うこと。
- ・納品する際は、封筒の種類ごとに分けて梱包すること。
- ・封筒の「のりしろ部分」を折った状態で納品すること。
- ・ダンボール一箱あたりの枚数は、1,000枚とすること。
- ・ダンボールに、封筒の種類と枚数を記載したラベルを貼ること。

3、その他

①入札前の見本の掲示

- ・見本は、契約課カウンター前の机に掲示します。

国民健康保険料の額を決定(変更)いたしましたので通知します。

横須賀市長 印

年間保険料	変更前	決定又は変更後
	円	円

※ この通知書は 月末日までに提出された届出等に基づいて作成しています。

※ 加入者の内訳は、9ページに記載されています。

※ 世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同一世帯に加入している人がいれば世帯主が納付義務者となります。

※下記の納付方法が「納付書払」となっている場合は、本通知書の納付書で各納期限までに納付してください。
「口座振替」となっている場合は本通知書5ページに表示された金融機関より各納期限に振替えされます。
「特別徴収」となっている場合は、年金から天引きされます。
「普通徴収」とは口座振替または納付書払いのことです。
また、年度途中から納付方法が変更となる場合があります。

- 保険料係 (保険料計算・加入脱退について) 電話(046)822-8233〔直通〕
- 収 納 係 (保険料の納付について) 電話(046)822-8234〔直通〕
- 給 付 係 (保険給付について) 電話(046)822-8232〔直通〕
- 保 健 係 (特定健診について) 電話(046)822-8227〔直通〕

納 付 方 法
被 保 険 者 証 番 号

20mm

8mm

○保険料の計算のしくみ ※保険者(市区町村)によって異なります。
年間保険料は、下記のA・B・Cの合計です。

- A 医療保険分
- B 後期高齢者支援金等分
- C 介護納付金分(40歳以上65歳未満の人のみ・詳しくは10ページ)

A・B・Cは、それぞれ下記の1・2・3の合計です。

- 1 均等割額・・・加入者ひとりひとりにかかります。
- 2 平等割額・・・加入世帯、1世帯ごとにかかります。
- 3 所得割額・・・加入している人全員の所得に応じてかかります。
前年の所得から基礎控除(最高33万円)を差し引いた額(千円未満切捨)に所得割料率を乗じて算出します。

実際の保険料計算の明細については3ページを、月々の納付額については5ページを、納付の方法については1ページ下部をお読みください。

○保険料の算定対象となる所得

地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額

○保険料の算定対象とならない所得

- ①市県民税が分離課税されている退職所得
- ②遺族年金、障害年金などの非課税年金等
- ③健康保険等の保険給付金(傷病手当金等)
- ④雇用保険の失業給付金等

○所得割額算定で控除対象とならない主なもの

- ① 雑損失の繰越控除
- ② 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等

○雇用保険受給者の保険料の減額計算について(申請が必要で す)

雇用保険受給資格者証が、以下の条件を全て満たす場合には、給与所得を70%減額して保険料を計算します。

- ① 離職日の翌日が前年度の4月1日以降であること
- ② 離職理由が、11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかであること
- ③ 所定給付日数が90日以上であること
- ④ 離職時年齢が65歳未満であること

※平成27年度保険料から、2年を経過すると、届出いただいても保険料は減額出来ないことがあります。

その他の保険料の減免や軽減については8ページをお読みください。

○年間保険料

保険料は4月から翌年3月までの年間の保険料を計算し、6月から翌年3月までの10か月で納付していただきます。特別徴収の人は4・6・8月は仮徴収で、前年度の年間保険料に6分の1をかけた額(100円未満切捨)が、年金支給額から天引きされます。ただし、前年度保険料を特別徴収により納付されている場合、同じ年の2月(前年度)の特別徴収額と同額になります。10・12・2月は年間保険料から仮徴収額を引いた残りを3で割った額を徴収します(特別徴収について詳しくは7ページをお読みください)。

年度途中で加入脱退した人については、加入している期間に応じて保険料を計算しています(年間保険料のうち加入していない期間は保険料がかからない計算をしています)。

また、他市区町村から転入してきた人で、他市区町村に所得照会中の人は所得金額が判明した時に所得割額が賦課される場合があります。

年度(年度分)
国民健康保険料賦課計算明細書

年間保険料	変更前	決定又は変更後
	円	円

⑦ = ① + ② + ③ - ④ - ⑤ - ⑥

		加入者数	均等割額①	平等割額②	所得割額③	軽減額④	減免額⑤	限度超過額⑥	合計⑦
医療 保険 分 (基礎 賦課 額)			1人につき1年間 円	1世帯につき1年間 円	算定所得×	軽減率		年間限度額 円	
	変更前	人	円	円	円	円	円	円	円
	決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円
後期 高齢 者 支 援 金 等 賦 課 額			1人につき1年間 円	1世帯につき1年間 円	算定所得×	軽減率		年間限度額 円	
	変更前	人	円	円	円	円	円	円	円
	決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円
介 護 納 付 金 賦 課 額			1人につき1年間 円	1世帯につき1年間 円	算定所得×	軽減率		年間限度額 円	
	変更前	人	円	円	円	円	円	円	円
	決定又は変更後	人	円	円	円	円	円	円	円

医療保険分・後期高齢者支援金等分算定総所得
 円
 介護納付金分算定総所得 = 30年 基礎控除
 円 中 — 1人につき最高
 円 総所得 330,000円

異
動
事
由

番号

○保険料の決定

毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定し、通知します。決定に際しては、加入者の年齢、人数及び加入者ごとの前年中の総所得金額等を基に決定し、翌年3月まで引き続き国民健康保険に加入するものとして算定します。ただし、年度内に75歳になる人は、75歳になる月の前月まで加入するものとして算定します。

○保険料の納期(納付書払・口座振替の場合) ※特別徴収の場合は7ページをお読みください。

保険料は1年間分を6月から翌年3月までの10回払いで納付していただきます。

(例) 年間保険料が120,000円の場合の月割・納付保険料

月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

納期	通常、4月と5月は納付がありません。	6月(1期)	7月(2期)	8月(3期)	9月(4期)	10月(5期)	11月(6期)	12月(7期)	1月(8期)	2月(9期)	3月(10期)
保険料		12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

なお、昨年度以前にさかのぼった加入や所得の更正などにより、昨年度以前の保険料が新たに発生した場合は、その保険料は1回払いで納付していただきます。口座振替の人は、今年度と昨年度以前の保険料が同日に振替される場合がありますので、残高についてはご注意ください。

関連法令: 国民健康保険法第76条、国民健康保険法施行令第29条の7、横須賀市国民健康保険条例第10条から第19条まで

保険料の月割額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
変更前	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
決定又は変更後	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

保険料の納付額

変更後納付額にマイナス表示がある場合には、別途還付または充当の通知を送付します。

期別		4月	5月	6月(第1期)	7月(第2期)	8月(第3期)	9月(第4期)	10月(第5期)	11月(第6期)	12月(第7期)	1月(第8期)	2月(第9期)	3月(第10期)		
変更前	普通徴収			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円		円		円		円		円		円	
決定又は変更後	普通徴収			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円		円		円		円		円		円	
納付済額	普通徴収			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円		円		円		円		円		円	
変更後納付額	普通徴収			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	特別徴収	円		円		円		円		円		円		円	
納期限															

年度仮徴収額

特別徴収の月は納期限にかかわらずその月に支払われる年金から天引きされます。

番号

4月	6月	8月
円	円	円

金融機関名		本・支店名		口座種別	
-------	--	-------	--	------	--

○世帯主と擬制世帯主

保険料は世帯単位で計算します。保険料の納付義務者は世帯主ですので、保険料の通知書、納付書などはすべて世帯主あてに送付します。

会社などの健康保険に加入していて国民健康保険に加入していない世帯主を擬制世帯主といいますが、通常の世帯主同様に納付義務を負います。（国民健康保険法第76条、横須賀市国民健康保険条例第10条）

また、擬制世帯主の所得は保険料の所得割の計算の対象にはなりません、保険料軽減の判定の際には対象になります。健康保険課または行政センターでの届出により、保険料の納付状況など一定の条件のもとに、世帯主を擬制世帯主から国民健康保険加入者に変更することができます。

○不服申し立て及び取消訴訟について

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分等により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

○保険料の遡及賦課について

保険料は、資格を取得した日からかかりますが、2年以上前に遡って資格を取得したときは、最長で2年間の保険料がかかります。この場合、過年度の保険料は1回払いで納付していただきます。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

○保険料更正の期間制限

平成27年度分以降の保険料から、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。

- 1 当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。
- 2 資格取得日が当該年度第1期納期限以後の世帯は、世帯の資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

○国民健康保険料の減免について(申請が必要です)

次の条件に当てはまる方は、申請により、保険料が減免される制度があります。

- 1 火災・震災・風水害等により、住居や家財等に相当の被害を受けたとき
- 2 失業・事業の休廃止、病気などで生活保護を受けるに相当するほど生活が困窮し、年間の収入見込み額が生活保護法の基準額の1.3倍以下のとき
- 3 被保険者が国民健康保険法第59条の規定により療養の給付の制限を受けたとき
- 4 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移ったために、扶養されていた65歳以上の人が国民健康保険に入ったとき

○国民健康保険料の軽減について(申請は不要です)

国民健康保険加入者全員の前年の所得金額の合計が一定以下の世帯については、次のとおり(均等割、平等割のみ)軽減します。

* 所得金額の合計には、擬制世帯主の所得や専従者控除額を含みます。(擬制世帯主とは国民健康保険の加入者ではない世帯主のことです。)

- 1 7割軽減・・・前年の所得金額が、33万円以下の場合
- 2 5割軽減・・・前年の所得金額が、33万円+27.5万円×被保険者数以下の場合
- 3 2割軽減・・・前年の所得金額が、33万円+50万円×被保険者数以下の場合

これらの軽減は、前年の所得申告に基づいて判定されます。確定申告、もしくは市民税・県民税の申告をしていない人で、健康保険課から国民健康保険収入金額等申告書が届いた人は提出してください。

* 国民健康保険収入金額等申告書は税申告ではありませんので、非課税証明等の税証明が必要な人は、別途市民税課への申告が必要になります。

○後期高齢者医療制度について

平成20年4月から75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度が始まりました。

(65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人も加入することができます。)対象となる人は、それまで加入していた医療保険(国民健康保険など)を脱退し、後期高齢者医療制度に移ることになります。この制度の医療費は国・県・市町村が負担する公費と、制度に加入している人が負担する保険料、そして75歳未満の人が加入する医療保険から支出される支援金によってまかなわれます。また、この制度によって国保加入者が減った世帯は、次のような措置が取られます。ただし、世帯主が変わったり、国保加入者であった人が世帯から出た場合は対象外になります。

1. 軽減の判定をするときに、後期高齢者医療制度に移った人の所得及び人数も含めて判定を行います。
2. 同じ世帯の人が後期高齢者医療制度に移ったために国保加入者が1人になった場合、平等割額(介護納付金分は除く)を減額します。

◎年度途中に75歳になられる人へ

年度当初の保険料決定時に、75歳になる月の前月までの保険料を算定し、年間保険料として賦課します。納期回数で年間保険料をあらかじめ均等に割るため年度途中で国民健康保険料が変更になることはありませんが、新たに75歳の誕生月から後期高齢者医療の保険料が賦課されます。

関連条例

減免(横須賀市国民健康保険条例第22条)

軽減(横須賀市国民健康保険条例第19条の2)

○保険料のしくみは年齢によって異なります

①40歳未満の人

国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等分

②40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)

国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等分＋介護納付金分

*年度の途中で40歳になる人の保険料

40歳になる月(1日が誕生日の人はその前月)分から介護納付金分が賦課され、その翌月から介護納付金分を合計した保険料で納付していただきます。(変更通知書を送付します。)

③65歳以上の人(介護保険第1号被保険者)

国民健康保険料＝医療保険分＋後期高齢者支援金等分

*国民健康保険料と介護保険料は別々に納付していただきます。

***年度の途中で65歳になる人の保険料**

年度当初の保険料決定時に、65歳になる月の前月(1日が誕生日の人はその前々月)までの介護納付金分と、医療保険分と後期高齢者支援金等分の合計額を年間保険料として賦課します。納期回数で年間保険料をあらかじめ均等に割るため年度途中で保険料が変更になることはありません。

○国民健康保険料の納付について

国民健康保険料の納付は、国民健康保険料決定通知書(納付書)で納期限までに本市取扱金融機関にて納付していただく方法(納付書払)と、みなさんが指定する口座(本市取扱金融機関のものに限ります)から毎月月末の日(月末の日が金融機関休務日の場合は、翌月の一番最初に金融機関が営業している日)に保険料を引き落とす方法(口座振替)、年齢などの要件により年金から天引きされる方法(特別徴収)があります。

便利な口座振替をおすすめします

口座振替を利用すると、毎月の納付の手間が無くなり大変便利です。現在納付書で納付されている人へ、便利な口座振替をおすすめします。

【手続きに必要なもの】 ① 預貯金通帳 ② 通帳使用の印鑑 ③ 被保険者証

【手続きできる場所】 本市取扱金融機関(納付書裏面をお読みください。)、市役所健康保険課、行政センター、役所屋(市民サービスセンター)

◎キャッシュカードで口座振替の申込手続きができます

キャッシュカードを専用の端末に通し、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の申込をすることができます。お手続きの方法は次のとおりです。

【対象金融機関】 横浜、スルガ、りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、神奈川、ゆうちょ(郵便局)の各銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫

【手続きに必要なもの】

①対象金融機関のキャッシュカード(代理人カード等一部ご利用いただけないカードがあります。)②運転免許証等本人確認資料③被保険者番号が分かるもの

【手続きできる場所】

市役所健康保険課、会計課、行政センター(役所屋では手続きできません。)

【手続きができる人】 口座の名義人本人様

◎納期限後に納付される場合

納期限後に納付される場合、納期限の翌日から納付する日までの期間について、地方自治法第231条の3の第2項の規定により横須賀市国民健康保険条例第20条の2で定められた計算方法で算出した延滞金を保険料に加えて納付していただきます。

国民健康保険制度は、みなさんが納付した保険料と、国・県・市の補助金などで運営されています。ご事情があつて納期限内に保険料を納付することができない場合には、納付相談にご来庁ください。現在の状況をお聞きしたうえで、一緒に納付計画を検討させていただきます。

○「国民健康保険高齢受給者証」について

被保険者が70歳になると

誕生日が1日の人……その月から

誕生日が2日以降の人…翌月から

使用する、負担割合を記載した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を該当月の前月末までにお送りします。負担割合は「2割」又は「3割」と表示されます。これについては、世帯の国民健康保険に加入している70歳以上の人の市民税課税所得金額(8月～12月までは前年、1月～7月までは前々年の金額)により判定します。

負担割合の判定に用いる市民税課税所得金額の年度が毎年8月に切り替わるため、年度切り替えの再判定に伴い負担割合が変更になる人には、7月末までに変更された負担割合の証を交付いたします。負担割合に変更がなく有効期限に到達していない「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」をお持ちの方についてはお手持ちの証をそのままお使いいただけます。

○「国民健康保険限度額適用認定証」及び

「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」について

国民健康保険加入者全員の収入申告がされている世帯で、対象となる人(※)が上記の交付申請をすると、認定証が交付されます。この証を提示すると、医療機関などの窓口で支払う一部負担金が限度額までとなり、更に市民税非課税世帯の人は食事療養標準負担額が減額されます。

また、療養病床に入院する人は生活療養標準負担額が減額されます。

※対象となる人 ・69歳以下の人

・70歳～74歳までの市民税非課税世帯の人

・70歳～74歳までの負担割合が3割で市民税課税所得金額が

690万円未満の人

○他保険加入・市外転出等で資格を喪失したら

被保険者証(保険証)をお返してください。

そのまま使用した場合、後日、国民健康保険負担分の返還請求をいたします。新しい被保険者証(保険証)を交付される前に受診する際には医療機関等にご相談くだ

○高額療養費について

被保険者が同じ月内で支払った医療費(保険診療分)の自己負担額(病院の窓口で実際に支払った金額とは異なる場合があります)が一定額(限度額)を超えた場合には、その超えた金額をお返しするのが高額療養費です。高額療養費がある場合には最短で受診月の2～3か月後に、健康保険課から「高額療養費のお知らせ」をお送りします。

○出産育児一時金について

被保険者が出産した場合、出産育児一時金を医療機関等への直接支払または窓口申請により支給します。妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産でも申請できます。

医療機関等への直接支払制度を利用すると、出産費用の負担が軽減できます。

○葬祭費について

被保険者が死亡した場合、葬儀を行った人の申請により支給します。

○療養費について

急病などで保険証を使わずに診療を受けた時、医師が治療上必要と認めたコルセットなどの装具を作った時、9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡を作った時など全額自己負担された場合、申請により自己負担分を除いた額を支給します。

○特定健康診査・特定保健指導について

生活習慣病予防のために40～74歳の人を対象に特定健康診査を実施しています。特定健康診査の自己負担額は1,230円(市民税非課税世帯の人は無料)です。4月1日現在で国民健康保険に加入している対象年齢の人には5月に受診券を送付します。途中加入の人には、順次受診券を送付します。

特定健康診査の結果、特定保健指導が必要な場合には、利用券を送付します。特定保健指導の自己負担額は無料です。また、特定健康診査に代えて人間ドックを受けた場合には費用の助成もしています。詳しくは案内をご覧ください。

○保険料を滞納していると

特別な理由もなく保険料を滞納している場合には、次のような措置がとられます。

督促状等の送付

納期限までに保険料が納付されない場合、督促状等を送付します。

「短期被保険者証」の交付

有効期限の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。この場合、期限が切れる前に、納付相談を兼ねて担当窓口まで被保険者証の更新にお越しいただけます。

「被保険者資格証明書」の交付

さらに滞納が続くと被保険者証のかわりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、医療費はいつたん全額自己負担になります。

給付の制限

保険料給付の全部または一部を差し止めます。また、保険給付(療養費、高額医療費、葬祭費など)の全部または一部を滞納してる保険料にあてる場合があります。

滞納処分

法律に基づいた滞納処分として財産の差し押さえを実施しています。

夜間相談

日中仕事等で納付や納付相談ができない人は、健康保険課(本館1階)において、月末4日間(土・日・祝日等閉庁日を除く。12月は年末のため通常と日程が異なります)にお問い合わせくださいに夜間相談窓口を午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。

国民健康保険料の額を決定いたしましたので通知します。

横須賀市長 公印

年間保険料
円

※ この通知書は 月末日までに提出された届出等に基づいて作成しています。

※ 世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同一世帯に加入している人がいれば世帯主が納付義務者となります。

国民健康保険料賦課計算明細

⑦ = ① + ② + ③ - ④ - ⑤ - ⑥

	加入者数	均等割額①	平等割額②	所得割額③	軽減額④	減免額⑤	限度超過額⑥	計 ⑦
医療保険分 (基礎賦課額)	1人につき1年間	円	円	算定所得×	軽減率		年間限度額	
	人	円	円	円	円	円	円	円
後期高齢者 支援金等 賦課額	1人につき1年間	円	円	算定所得×	軽減率		年間限度額	
	人	円	円	円	円	円	円	円
介護納付金 賦課額	1人につき1年間	円	円	算定所得×	軽減率		年間限度額	
	人	円	円	円	円	円	円	円

年間保険料は、医療保険分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分(40歳以上65歳未満の人のみ)があり、この3つを合算した額です。また、この3つは、それぞれ下記の①・②・③の合計です。

- ① 均等割額・・・加入者ひとりひとりにかかります。
- ② 平等割額・・・加入世帯、1世帯ごとにかかります。
- ③ 所得割額・・・加入している人全員の所得に応じてかかります。

前年の所得から基礎控除(最高33万円)を差し引いた額(千円未満切捨)に所得割料率を乗じて算出します。

医療保険分・後期高齢者支援金等分算定総所得 円 = 平成30年中 基礎控除1人につき
介護納付金分算定総所得 円 = 総所得 最高330,000円

保険料の月割額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

保険料の納付額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
期別			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	
普通徴収			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特別徴収	円		円		円		円		円		円		円
納期限													

特別徴収の月は、納期限にかかわらず、その月に支払われる年金から天引きされます。

年度 仮徴収額	4月	6月	8月	振替 口座	金融機関名	本・支店名	口座種別
	円	円	円				

国民健康保険料の決定について

○保険料の決定

毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定し、通知します。決定に際しては、加入者の年齢、人数及び加入者ごとの前年中の総所得金額等を基に決定し、翌年3月まで引き続き国民健康保険に加入するものとして算定します。ただし、年度内に75歳になる人は、75歳になる月の前月まで加入するものとして算定します。

関連法令：国民健康保険法第76条・第110条の2、国民健康保険法施行令第29条の7、横須賀市国民健康保険条例第10条から第19条まで

○世帯主と擬制世帯主

保険料は世帯単位で計算します。保険料の納付義務者は世帯主ですので、保険料の通知書、納付書などはすべて世帯主あてに送付します。会社などの健康保険に加入して国民健康保険に加入していない世帯主を擬制世帯主といますが、通常の世帯主同様に納付義務を負います。また、擬制世帯主の所得は保険料の所得割の計算の対象にはなりません。保険料軽減の判定の際には対象になります。健康保険課または行政センターでの届出により、保険料の納付状況など一定の条件のもとに、世帯主を擬制世帯主から国民健康保険加入者に変更することができます。

○保険料更正の期間制限について

平成27年度以降の保険料から、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。

- 1 当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。
- 2 資格取得日が当該年度第1期納期限以後の世帯は、世帯の資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。関連法令：国民健康保険法第110条の2

○不服申し立て及び取消訴訟について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分等により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他、裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

保険料のしくみについて

○保険料のしくみは年齢によって異なります

40歳未満の人・・・国民健康保険料＝医療保険料＋後期高齢者支援金等分

40歳以上65歳未満の人・・・国民健康保険料＝医療保険料＋後期高齢者支援金等分＋介護納付金分

*年度の途中で40歳になる人の保険料は、40歳になる月（1日が誕生日の人はその前月）分から介護納付金分が賦課され、その翌月から介護納付金分を合計した保険料で納付していただきます(変更通知書を送付します)。

65歳以上の人・・・国民健康保険料＝医療保険料＋後期高齢者支援金等分

*国民健康保険料と介護保険料は別々に納付していただきます。

*年度の途中で65歳になる人の保険料は、年度当初の保険料決定時に、65歳になる月の前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護納付金分と、医療保険料と後期高齢者支援金等分の合計額を年間保険料として賦課します。納期回数で年間保険料をあらかじめ均等に割るため年度途中で保険料が変更になることはありません。

○保険料の算定対象所得について

保険料の算定対象となる所得・・・地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額

保険料の算定対象とならない所得・・・市民税が分離課税されている退職所得、遺族年金、障害年金などの非課税年金等、健康保険等の保険給付金（傷病手当金等）、雇用保険の失業給付金等

所得割額算定で控除対象とならない主なもの・雑損失の繰越控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等

○年間保険料

保険料は4月から翌年3月までの年間の保険料を計算し、6月から翌年3月までの10か月で納付していただきます。

年度途中で加入脱退した人については、加入している期間に応じて保険料を計算しています（年間保険料のうち加入していない期間は保険料がかからない計算をしています）。また、他市区町村から転入してきた人で、他市区町村に所得照会中の人は所得金額が判明した時

(例)年間保険料が120,000円の場合の月割・納付保険料

月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
納期	通常、4月と5月は納付がありません。		6月(1期)	7月(2期)	8月(3期)	9月(4期)	10月(5期)	11月(6期)	12月(7期)	1月(8期)	2月(9期)	3月(10期)
保険料			12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

保険料の軽減などについて [\(この項目は右ページ上へ移動\)](#)

○国民健康保険料の軽減について(申請は不要です)

国民健康保険加入者全員の前年の所得金額の合計が一定以下の世帯は、次のとおり（均等割、平等割のみ）軽減します。所得金額の合計には、擬制世帯主の所得や専従者控除額を含みます。

*擬制世帯主とは国民健康保険の加入者ではない世帯主のことです。

- ① 7割軽減・・・前年の所得金額が、33万円以下の場合
- ② 5割軽減・・・前年の所得金額が、33万円+27.5万円×被保険者数以下の場合
- ③ 2割軽減・・・前年の所得金額が、33万円+50万円×被保険者数以下の場合

これらの軽減は、前年の所得申告に基づいて判定されます。確定申告、もしくは市県民税の申告をしていない人で、健康保険課から国民健康保険収入金額等申告書が届いた人は提出してください。

*国民健康保険収入金額等申告書は税申告ではありませんので、非課税証明等の税証明が必要な人は、別途市民税課への申告が必要になります。

○国民健康保険料の減免について(申請が必要です)

次の条件に当てはまる方は、申請により、保険料が減免される制度があります。

- 1 火災・震災・風水害等により、住居や家財等に相当の被害を受けたとき
- 2 失業・事業の休廃止、病気などで生活保護を受けるに相当するほど生活が困窮し、年間の収入見込額が生活保護法の基準額の1.3倍以下の場合
- 3 被保険者が国民健康保険法第59条の規定により療養の給付の制限を受けたとき
- 4 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移ったために、扶養されていた65歳以上の人が国民健康保険に加入したとき

○雇用保険受給者の保険料の減額計算について(申請が必要です)

雇用保険受給資格者証の記載が、以下の条件を全て満たす場合には、給与所得を70%減額して保険料を計算します。

- 1 離職理由が、11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかであること
- 2 所定給付日数が90日以上であること
- 3 離職時年齢が65歳未満であること

*平成27年度の保険料から、2年を経過すると、届出いただいても保険料が減額できないことがあります。

保険料の納付について

○国民健康保険料の納付について

国民健康保険料の納付は、国民健康保険料決定通知書（納付書）で納期限までに本市取扱金融機関にて納付していただく方法（納付書払）と、みなさんが指定する口座（本市取扱金融機関のものに限ります）から毎月月末の日（月末の日が金融機関休務日の場合は、翌月の一番最初に金融機関が営業している日）に保険料を引き落とす方法（口座振替）、年齢などの要件により年金から天引きされる方法（特別徴収）があります。

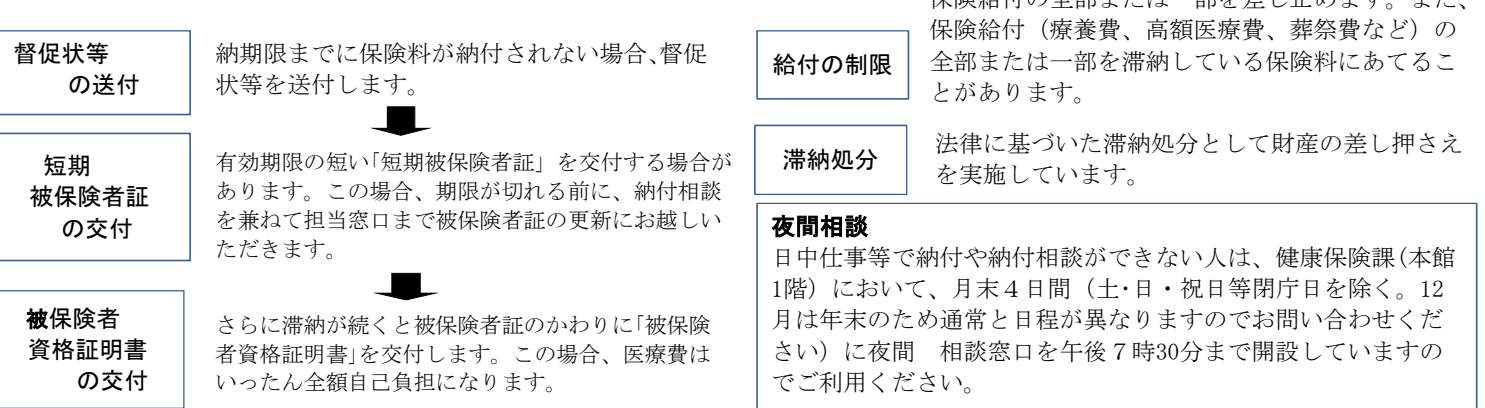
○納期限後に納付される場合

納期限後に納付される場合、納期限の翌日から納付する日までの期間について、地方自治法第231条の3の第2項の規定により横須賀市国民健康保険条例第20条の2で定められた計算方法で算出した延滞金を保険料に加えて納付していただきます。

国民健康保険制度は、みなさんが納付した保険料と、国・県・市の補助金などで運営されています。ご事情があつて納期限内に保険料を納付することができない場合には、納付相談にご来庁ください。現在の状況をお聞きしたうえで、一緒に納付計画を検討させていただきます。

○保険料を滞納していると

特別な理由もなく保険料を滞納している場合には、次のような措置がとられます。



後期高齢者医療制度について

○年度途中で75歳になられる人へ

75歳になる人は後期高齢者医療制度に移行し保険料を納めることとなります。（65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人も移行することが出来ます）。国民健康保険料は、あらかじめ75歳になる月の前月分までを月割計算して賦課しています。75歳になる月の分から後期高齢者医療保険料のお支払いが始まることにより、その年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付期間が重複する場合がありますが、それぞれの保険料計算の対象となる月は重複せず、二重払いにはなりません。

○世帯員が後期高齢者医療制度に移行した世帯

世帯員が後期高齢者医療制度に移行し国民健康保険加入者が減った世帯は、次のような措置が取られます。ただし、世帯主が変わったり、国保加入者であった人が世帯から出た場合は対象外になります。

- 1 軽減の判定をするときに、後期高齢者医療制度に移った人の所得及び人数も含めて判定を行います。
- 2 同一世帯員が後期高齢者医療制度に移ったために、国民健康保険加入者が一人になった場合、平等割額（介護納付金分は除く）を減額します。申請は不要です。年度途中で該当した世帯には、変更通知書を送付します。

国民健康保険料納付書兼領収書

番号		
納付額		円
		円
計		円

上記金額領収しました。
横須賀市公金取扱機関 横須賀市出納員

納期限	一括	納期限後の納付はできません
領収日付印		

納入者保管分

国民健康保険料収入票

番号	
納付額	円
	円
計	円
口座番号	00280-7-960036
加入者名	横須賀市会計管理者

横須賀市 都市コード14201
TEL 046-822-4000

納期限	一括	納期限後の納付はできません
領収日付印		

公金取扱機関保管分

国民健康保険料領収済通知書

口座番号	00260-7-960036
加入者名	横須賀市会計管理者

		延マーク											
	納付額												円
													円
													円
	計												円
納期限													
備考													
ゆうちょ銀行取りまとめ店 〒224-8794 横浜貯金事務センター		この用紙は直接機械に読み込ませますので 折ったり、汚したりしないでください。											
領収日付印		横須賀市 都市コード14201											

公金取扱機関→横須賀市会計管理者

国民健康保険料納付書兼領収書

番号		
納付額		円
延滞金		円
計		円

上記金額領収しました。
横須賀市公金取扱機関 横須賀市出納員

納期限

領収日付印

納入者保管分

国民健康保険料収入票

番号	
納付額	円
延滞金	円
計	円
口座番号	00280-7-960036
加入者名	横須賀市会計管理者

横須賀市 都市コード14201
TEL 046-822-4000

納期限

領収日付印

公金取扱機関保管分

国民健康保険料領収済通知書

口座番号	00260-7-960036
加入者名	横須賀市会計管理者

		延マーク										
納付額												円
												円
延滞金												円
計												円
納期限												
備考												
ゆうちょ銀行取りまとめ店 〒224-8794 横浜貯金事務センター	この用紙は直接機械に読み込ませますので 折ったり、汚したりしないでください。											
	横須賀市 都市コード14201											

領収日付印

公金取扱機関→横須賀市会計管理者

納めるところ

銀行（本・支店）

横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、神奈川銀行、三井住友信託銀行

信用金庫・労働金庫（本・支店）

湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫

信用組合・協同組合（本・支店）

横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、よこすか葉山農業協同組合

ゆうちょ銀行（郵便局）

神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）

※納期限を過ぎると横須賀市外のゆうちょ銀行（郵便局）では納付できません。

横須賀市役所

本庁会計課、行政センター又は役所屋（市民サービスセンター）

（平成31年4月1日現在）

※合併等で変更となる場合があります。

横須賀市 福祉部健康保険課

郵便番号238-8550 横須賀市小川町11番地

【お問い合わせ先】

■保険料係（保険料計算・加入脱退について）

046-822-8233（直通）

■収 納 係（保険料の納付について）

046-822-8234（直通）

■給 付 係（保険給付について）

046-822-8232（直通）

■保 健 係（特定健診について）

046-822-8227（直通）

コンピューターで処理しますので、
開封後は折り曲げたりしないでください。

郵便番号 238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市
福祉部健康保険課
電話 (046) 822-8233(直通)

納めるところ

銀行(本・支店)
横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、三菱UFJ
銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、神奈川銀
行、三井住友信託銀行

信用金庫・労働金庫(本・支店)
湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働
金庫

信用組合・協同組合(本・支店)
横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、よこすか葉
山農業協同組合

ゆうちょ銀行(郵便局)
神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃
木県・群馬県・山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)
※納期限を過ぎると横須賀市外のゆうちょ銀行
(郵便局)では納付できません。

横須賀市役所
本庁会計課、行政センター又は役所屋(市民
サービスセンター)
(平成31年4月1日現在)
※合併等で変更となる場合があります。

国保の届出

国保に加入するとき、やめるとき、また家族に異動があったときなどは、14日以内に必ず届け出をしてください。(届出には個人番号の記載が必要です。)

国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入した	転出証明書
職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失(脱退)証明書
家族の健康保険の被扶養者からはずれた	
子供が生まれた	母子健康手帳
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入する	在留カード

国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村に転出する	被保険者証(保険証)
職場の健康保険に加入した	国民健康保険と加入した健康保険の両方の被保険者証(保険証)
家族の健康保険の被扶養者になった	
生活保護を受け始めた	生活保護開始決定通知書、被保険者証(保険証)
死亡した	被保険者証(保険証)

こんなときも届け出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わった	被保険者全員の被保険者証(保険証)
世帯を分離または合併した	被保険者証(保険証)
修学のため、市外に転出した(注)	被保険者証(保険証)、学生証または在学証明書、転出先の住民票
市外の介護施設に入所した(注)	被保険者証(保険証)、入所証明書、転出先の住民票
被保険者証(保険証)を紛失した、汚した	汚したときは、その被保険者証(保険証)

(注)届け出がない場合は被保険者証(保険証)が交付されませんので、ご注意ください。

被保険者証(保険証)の交付方法 (原則として、簡易書留にて郵送します。)

ただし、次の条件をすべて満たす人は、即日、被保険者証(保険証)を交付することができます。

【条件】	【本人確認書類(主なもの)】
<ul style="list-style-type: none"> 届出人が本人または住民票上同一世帯の人であること。 届出人が本人確認書類として官公署発行の顔写真付きの身分確認書類(右記参照)を持参していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 パスポート 住民基本台帳カード 個人番号カード 在留カード、特別永住者証明書 障害者手帳

給付の届け出

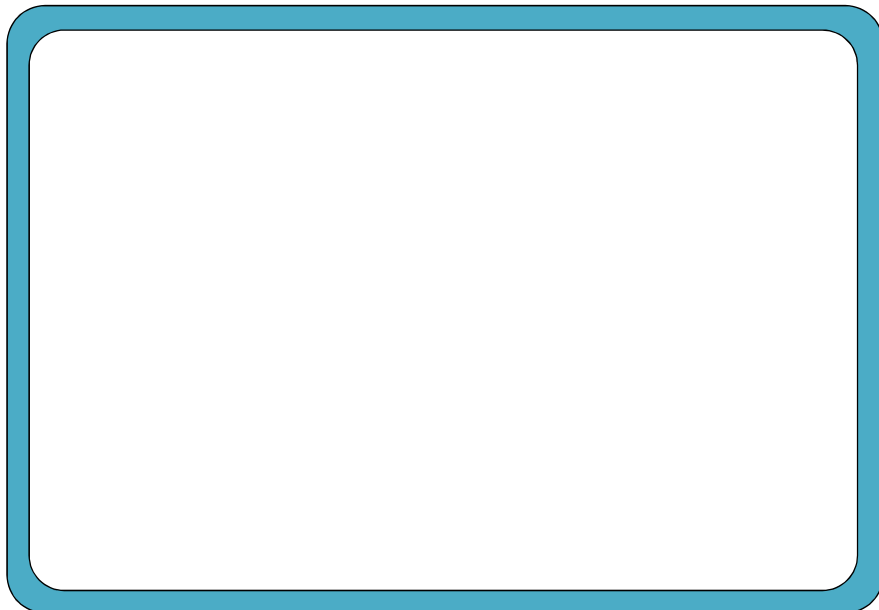
※給付申請には被保険者証(保険証)、印鑑、通帳等の口座番号のわかるものをお持ちください。その他、申請ごとに領収書や個人番号カード等が必要になる場合があります。詳しくは健康保険課まで電話等でお問い合わせください。

納めるところ

銀行(本・支店)	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 神奈川銀行 三井住友信託銀行
信用金庫・労働金庫(本・支店)	湘南信用金庫 かながわ信用金庫 中央労働金庫
信用組合・協同組合(本・支店)	横浜幸銀信用組合 ハナ信用組合 よこすか葉山農業協同組合
ゆうちょ銀行(郵便局)	神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局) ※納期限を過ぎると横須賀市外のゆうちょ銀行(郵便局)では納付できません。
横須賀市役所	本庁会計課 行政センター 平日(土曜日・年末年始を除く) 午前8:30～午後5:00
	役所屋(市民サービスセンター) 年中無休(年末年始を除く) 午前10:00～午後7:30 機器点検等のため、臨時休業することがあります

(平成31年4月1日現在)※合併等で変更となる場合があります。

保険料のお支払いには便利な口座振替をご利用下さい。



納付書在中

口座振替および特別徴収
のみの場合は除きます



郵便区内特別

国民健康保険料
決定(変更)通知書在中



〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市福祉部健康保険課
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付について)
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)
電話(046)822-8232[直通]
- 保健係(特定健診について)
電話(046)822-8227[直通]

横須賀局
料金後納
郵便

国民健康保険料
決定(変更)通知書在中



〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市福祉部健康保険課
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付について)
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)
電話(046)822-8232[直通]
- 保健係(特定健診について)
電話(046)822-8227[直通]

納付書在中

口座振替および特別徴収
のみの場合は除きます